

<旅館・ホテル関係の**承継**手続き>

【長崎県県南保健所 衛生環境課】担当者が不在の場合がありますので、来所の際は事前連絡ください。
TEL:0957-62-3288 FAX:0957-64-6520 E-mail:s11620@pref.nagasaki.lg.jp

関係各法令		申請書類名等（クリックでリンクします）	申請者	申請時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
1	旅館業	旅館業営業承継(譲渡)承認申請書	譲渡 後 の営業者	譲渡 前	1部	7,400	・旅館業の譲渡を証する書類 ・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し	
		旅館業営業承継(合併、分割)承認申請書	合併、分割 後 の営業者	譲渡 前	1部	7,400	・譲受人（法人）の定款、寄附行為の写し ・合併契約書、分割計画書又は分割契約書	
		旅館業営業承継(相続)承認申請書	相続後の営業者	相続後 60日以内	1部	7,400	・戸籍謄本（被相続人の除籍謄本、改正原戸籍謄本等）又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は全員の同意書（様式第9号）	
2	公衆浴場法 ※必要な場合のみ	公衆浴場営業承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	承継後の営業者	承継後遅滞なく	2部 ※1部（副本）は受理印押印のうえ、受理通知書とともに返却	不要	●譲渡 ・公衆浴場の譲渡を証する書類 ・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し ●合併、分割 ・定款又は寄附行為の写し ●相続 ・戸籍謄本（被相続人の除籍謄本、改正原戸籍謄本等）又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は全員の同意書（様式第7号）	県庁トップ画面→（右上）電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→（組織別に検索内）県民生活環境部→ 生活衛生課 （1ページ目）
3	興行場法 ※必要な場合のみ	興行場営業承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	承継後の営業者	承継後遅滞なく	2部 ※1部（副本）は受理印押印のうえ、受理通知書とともに返却	不要	●譲渡 ・興行場の譲渡を証する書類 ・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し ●合併、分割 ・定款又は寄附行為の写し ●相続 ・戸籍謄本（被相続人の除籍謄本、改正原戸籍謄本等）又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は全員の同意書（様式第7号）	
4	建築物衛生法（特定建築物） ※必要な場合のみ	特定建築物の(変更)届出書	承継後の営業者	承継後1か月以内	2部	不要	添付不要	
5	食品衛生法 ※必要な場合のみ	地位承継届 ※食品衛生申請等システムでの申請も可 ※承継で屋号や食品衛生責任者が変わる場合は、別途変更届が必要	譲渡後の営業者	承継後遅滞なく	1部	不要	●譲渡 ・営業許可証（原本） ・譲渡を証する書類（承継に係る覚書など） ●合併、分割 ・営業許可証（原本） ・登記事項証明書 ●相続 ・営業許可証（原本） ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は全員の同意書	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「食品衛生」→「食品営業許可について」→「食品営業許可・届出について」

関係各法令		申請書類名等（クリックでリンクします）	申請者	申請時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
6	温泉法 ※必要な場合のみ	法人の合併又は分割に係る温泉利用許可承継承認申請 ※第三者への譲渡の場合は、廃止届と新規申請が必要	合併又は分割 前 の営業者	合併又は分割 前	1部	7,400	・合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し ・誓約書	県庁トップ画面→(右上) 電子申請→ 申請書ダウンロードサービスはこちら→ (組織別に検索内) 県民生活環境部→ 自然環境課 (1ページ目)
7		相続に係る温泉採取許可承継承認申請書	相続後の営業者	被相続人の死亡後 60日以内	1部	7,400	・戸籍謄本 ・同意書（相続人が2人以上ある場合） ・誓約書	
8		温泉成分等揭示届出	合併、分割、 相続後の営業者	上記承継承認申請時	1部	不要	・温泉成分分析書（概ね10年以内のもの）	
9		可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出	承継（合併、 分割、相続、 譲渡）後の営業者	承継後遅滞なく提出	2部	不要	●譲渡の場合 ・譲渡契約書・登記事項証明書・土地登記簿 ●合併又は分割の場合 ・合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し ●相続の場合 ・戸籍謄本・同意書（相続人が2人以上ある場合）	
10		温泉所有者・温泉利用権者変更届	承継手続き者	承継手続き時	2部	不要	・全部事項証明書 ・売買又は譲渡を証明する書類（写し）	検索サイトで「長崎県自然環境課 温泉に関する申請」で検索（最下部 任意様式）
11	水質汚濁防止法	承継届出書（共通化様式）	承継（譲り受け、 相続、合併等）後の営業者	承継後、 30日以内	2部	不要	添付不要	県庁トップ画面→(右上) 電子申請→ 申請書ダウンロードサービスはこちら→ (組織別に検索内) 県民生活環境部→ 地域環境課 (1ページ目)
12	浄化槽法 ※必要な場合のみ	管理者変更報告書、届出事項変更届（設置場所地番変更の場合）、技術管理者変更報告書 等	※担当者にご相談ください。					県庁トップ画面→(右上) 電子申請→ 申請書ダウンロードサービスはこちら→ (組織別に検索内) 県民生活環境部→ 水環境対策課

<旅館・ホテル関係の承継に係る許可証の書換え>

- ・食品衛生法の飲食店営業許可は、承継手続き時に許可証の原本を提出し、承継届受理書に代えて書換え済みの許可証を交付します（手数料不要）
- ・旅館業、公衆浴場、興行場、温泉利用許可の許可証の書換えは義務ではありませんが、書換えない場合は、承継前の許可証に加えて、保健所が発行する承継承認書又は承継届受理書を客の見やすい場所に掲示してください。許可証の書換えを希望する場合は、「事実の証明願」（手数料400円）を提出ください。
- ・旅館業、公衆浴場、興行場の事実の証明願をオンライン決済で支払う場合は、「事実の証明手数料（営業六法関係）」の項目を選択ください。なお、保健所窓口で支払う場合には、「事実の証明手数料（生活衛生課取扱）」の項目で領収書が発行されますのでご了承ください。
- ・温泉利用許可の証明願をオンライン決済で支払う場合は、「事実の証明手数料（県民生活環境部）」の項目を選択ください。なお、保健所窓口で支払う場合には、「事実の証明手数料（全庁）」の項目で領収書が発行されますのでご了承ください。

関係法令	任意様式（証明証交付申請書（事実の証明）、紛失届等）	【様式掲載場所】県庁トップ画面→(上部) 地方機関で探す→県南保健所→(最下部) 保健部 衛生環境課→(業務内容) 生活衛生→旅館業
------	--	--